

品川区立荏原平塚総合区民会館
指定管理者候補者の公募について

1. 指定管理者が管理を行う施設

施設名称：品川区立荏原平塚総合区民会館（スクエア荏原）
所在地：品川区荏原4丁目5丁目28号

2. 指定管理者が行う業務

- (1) 指定管理業務
- ①施設の運営に関すること
 - ②品川区立荏原平塚総合区民会館条例第4条第1項に規定する使用の承認および第9条に規定する使用の承認の取消しに関する
こと
 - ③利用料金の徴収に関すること
 - ④施設等の維持および修繕に関すること
 - ⑤上記に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めた業務
区が指定する文化芸術活動およびスポーツ活動に係る事業の運営
に関すること
- (2) 指定事業
- (3) 自主事業
- 施設の設置目的の範囲内で、かつ、指定管理業務または指定事業
に支障のない範囲内において指定管理者が自己の責任と負担で
行う業務
- (4) その他区との協議により決定すること

3. 指定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間

4. 理由

品川区立荏原平塚総合区民会館については、平成25年4月に開設し指定管理者制度を
導入してきたところであるが、平成29年度をもって第一期の指定管理期間が満了する。
これまでの指定管理者については、公募によらず選定してきたところであるが、30年度
からの指定管理者については、総合区民会館（きゅりあん）と同様に、より効率的、効果
的な運営を重視し、「品川区指定管理者制度活用に係る基本方針」に基づき、簡易型プロ
ポーザル方式（公募型）により、下記のとおり指定管理者を募集する。

5. 指定管理者候補者の選定

- (1) 選定方法
- 簡易型プロポーザル方式（公募型）により候補者を選定する。
- (2) 選定委員会の設置
- 候補者の選定にあたっては、「品川区立荏原平塚総合区民会館指定管理者候補者選定
委員会」を設置する。
- (3) 選定基準
- 指定管理者候補者の選定にあたっては、次に掲げる事項を選考基準とする。
- ①利用者の平等な利用の確保およびサービスの向上を図るものであること
 - ②施設の適切な維持管理および管理に係る経費の縮減を図るものであること
 - ③会館の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有していること

- ④区民の文化の振興およびスポーツ活動の促進、コミュニティ活動の振興などに寄与する仕組みを有するものであること
- ⑤その他、区の施策を理解し、支援および協力する施設運営方針を有するものであること

6. 今後の予定

- | | |
|---------|--|
| 平成29年6月 | ・募集要項の配布 |
| 9月 | ・指定管理者候補者審査会の開催・審査
・指定管理者候補者選定委員会の開催・選定 |
| 11月 | ・指定管理者の指定の議案提出・議決 |
| 平成30年3月 | ・協定の締結 |
| 4月 | ・指定管理者業務開始 |